

市民参加プロセス計画書：「岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針の改定」について

Ｑ・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

本市では、昭和45年に旧岡崎市の市域を市街化区域と市街化調整区域に区分して以降、市街化区域においては適切な市街地の整備が進み、市街化調整区域においては農地や自然環境が継続して保全されています。
 こうした土地利用規制は、都市計画法の他、森林法、農地法等の法令や条例等に基づいて行われています。
 本運用指針では工業系の地区計画において適応できる業種を定めていますが、この業種については、平成28年7月に公表してから現在まで至っています。公表から約8年が経過し、社会情勢も変化していることから、今の時代の産業需要に対応した内容にする必要があります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
構想段階					
計画段階	令和6年10月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等幅広くを反映させることができるため）	・運用指針改定原案 ・運用指針改定原案に対する意見	運用指針改定原案に対し幅広い観点で意見を伺い、必要な修正を行う。
	令和6年11月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・運用指針改定原案 ・運用指針改定原案に対する意見	運用指針改定原案の内容に対する合意を得る。
	令和7年2月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等幅広くを反映させることができるため）	・パブリックコメントでの意見と市の見解を報告 ・計画改定案の報告	計画の改定・公表を行うため、計画改定案を報告を行う。
実施・運用段階					

第7次岡崎市総合計画や岡崎市都市計画マスタープラン等に基づいて策定するため、検討段階及び構想段階における市民参加の余地がほとんどありません。そのため、本運用指針の具体的な内容について検討する計画段階で市民参加を実践することとします。